

※本資料は公募要領等をわかりやすく要約したものです。
万一内容が相矛盾する場合は、公募要領の記載を優先します。

総務省 地域社会DX推進パッケージ事業 AI検証タイプ

公募説明会

MRI 三菱総合研究所

2025年3月10日

モビリティ・通信事業本部

(総務省 地域社会DX推進パッケージ事業 AI検証タイプ 事務局)

実証の概要

目的と本実証の位置づけ

目的

- AI を用いた通信負荷の低減および通信量の確保等を実現し、より高度なAIソリューションモデルを創出することを目的とします。
- ひいては、AIや通信等のデジタル技術の進化、地域社会や産業の課題解決、将来的な新たなビジネスへの発展等を目指します。

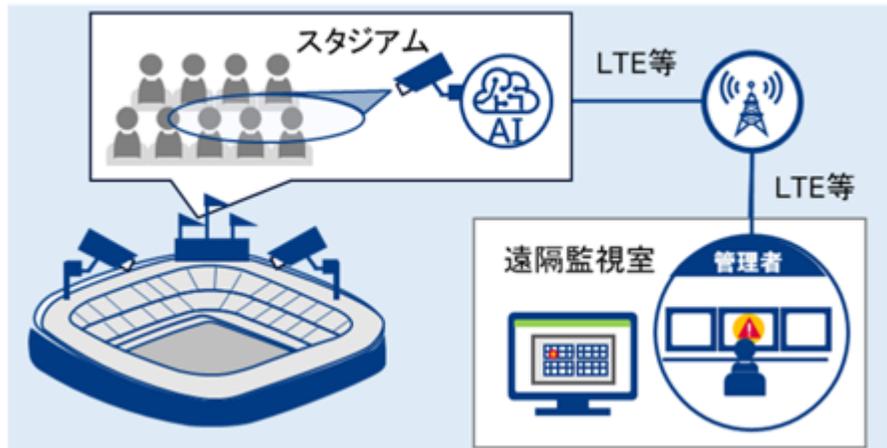
本実証の位置づけ

- AI を用いた通信負荷の低減および通信量の確保等に係る実証を実施し、特に技術的有効性、社会的・経済的効果、および拡張可能性について検証します。社会的・経済的効果の例を以下に示します。
 - 通信負荷の低減等により、これまでローカル5Gや先進無線が必須とされていたソリューションを、既存の携帯電話網でも遜色なく利用できるか。
 - 通信量の確保等により、現状通信ができないもしくは脆弱なエリアで、通信が実現できるか。
 - 通信負荷の低減等により、トータルコスト削減やインフラ設置の効率性向上等に寄与するか。
 - 検証した技術の活用により、将来的な新たなビジネスモデル創出に寄与するか。
 - その他、消費電力削減等の付加的効果があるか。
- これにより、地域社会や産業の課題解決につなげることを目指します。短期的・近視眼的な地域課題解決・ソリューション実装に留まらず、基礎的な技術検証も範疇として、上述のような効果を活かした社会実装に向けた基盤を段階的に構築していくことに主眼を置くことを想定しています。

実証ユースケースの例

- 提案のイメージをもっといただくため、本実証の対象として想定されるユースケース以下に例示します。
- ユースケースはあくまで例示です。AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の社会実装を図る上で効果的・有用なものは、例示したユースケースと同等に評価します。

①エッジAIによる通信量の低減



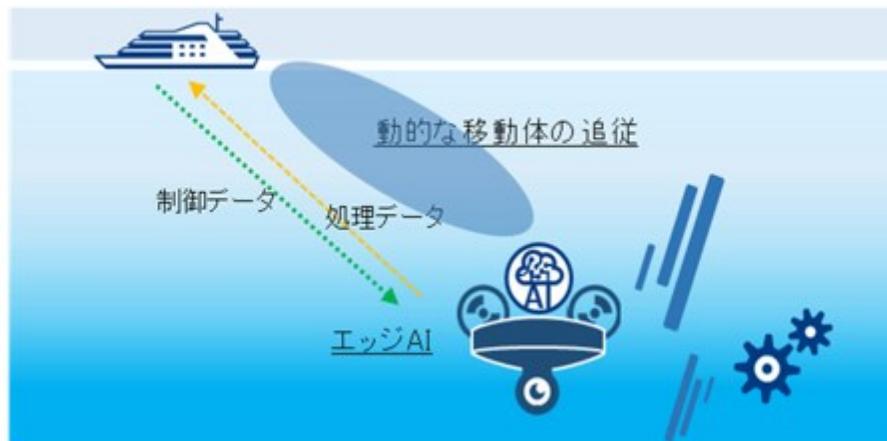
- 検証の概要(例)

エッジAIを用いて伝送するデータ量を削減する検証

- 検証の想定(例)

エッジデバイス等が周囲の通信環境の動的な変動を予測・推定した結果をもとに、アップロードする映像データ等の解像度・フレームレートをリアルタイムに制御したり、特定領域に絞って画質を高くしたり、エッジデバイス間で連携を行うことで、送信データ量を削減する技術の検証等。

②海中等における通信の確立



- 検証の概要(例)

山間部や海中等の携帯電話網不感地域における通信の確立に係る検証

- 検証の想定(例)

デバイス・ネットワーク・アプリケーションの情報処理や情報流通をエンド・ツー・エンドかつシームレスに連携することにより、携帯電話網が構築されていない海中等の通信環境の構築に係る検証等。

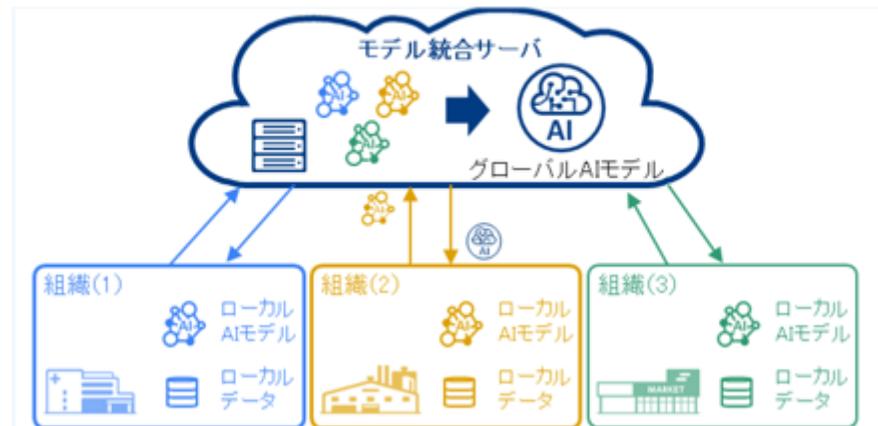
実証ユースケースの例

③通信リソースの最適化



- 検証の概要(例)
多種多様なデバイスに対する通信リソースの最適化に係る検証
- 検証の想定(例)
工場等における製造工程を安定に稼働するために必要な通信速度を、同一の無線ネットワークに同時に接続する全ての端末に安定的に割り当てる等による、通信の活用によるスマート工場等の社会実装を加速するための検証等。

④分散ネットワークにおける通信量の低減



- 検証の概要(例)
分散ネットワークにおける新たなAIソリューションの創出に係る検証
- 検証の想定(例)
医療情報等の高いプライバシー保護が求められる状況において、AIによる分散ネットワークからのデータ収集・統合(データ形式の異なるものを含む)、およびネットワーク負荷の削減を行い、ソリューションサービスに応じた所要のリアルタイム性と精度を兼ね備えた、新たなソリューション創出に係る検証等。

公募要領(抄)

全体スケジュール(予定) (公募要領 別添1、P4)

※実証の期間、契約の期限に注意して、スケジュールを立ててください。

令和7年4月中旬	実証団体の選考、決定通知
令和7年4月中旬～5月上旬	準備期間(実施計画書、契約手続き等)
令和7年5月中旬以降(～12月中旬頃)	実証環境の構築、実証の実施
令和7年10月頃	中間報告会の開催
令和8年1月末	実証結果の取りまとめ(報告書の提出) (業務請負契約の期限)
令和8年2月	最終報告会の開催 (契約期間外のため、対応等は応募者負担とします)

公募内容等

公募内容

- AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に係る検証

業務委託費限度額

- 上限を1億円(税込)とする。
- 提案書の評価の結果、支出計画書に記載した金額に満たない額を、委託費限度額とする場合があります。

採択件数

- 7～8件程度

事業の位置づけ

- 本業務は「補助」ではなく、「委託」に基づくものです。業務委託費は調査研究の業務委託契約に基づく対価的性格を有する経費であって、補助金のような助成的性格のものとは異なりますので、この点、十分にご留意ください。

実証機関の役割・応募資格

実証機関

- 実証機関として、企業等の法人が単独で応募することも、複数の法人等により応募することも、どちらも可能です。複数の法人等による応募の場合、実証機関をコンソーシアムと称します。

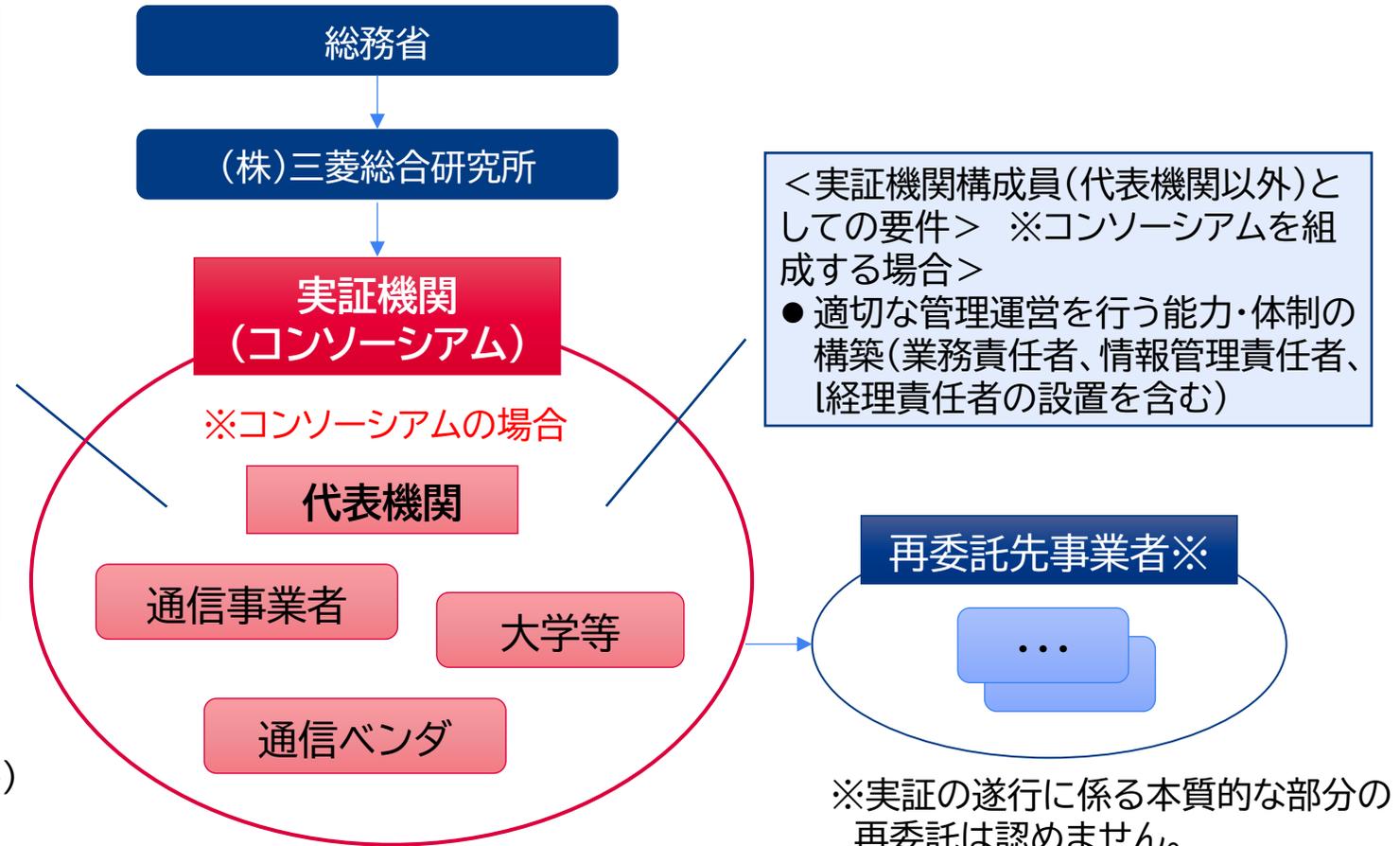
<実証機関としての要件>

- 事業を確実に履行できる体制を構築
- AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に係る検証を実施できる体制を構築
- 日本国内において実証を実施

<代表機関としての要件>

- 適切な管理運営を行う能力・体制の構築(実証全体を推進する業務統括責任者(プロジェクトマネージャー)、情報管理を担当する情報管理統括責任者、経理処理を担当する経理統括責任者の設置)

※コンソーシアムは民法上の組合契約により組成することも可能。(民法上の組合契約を必須とするわけではありません)



<実証機関構成員(代表機関以外)としての要件> ※コンソーシアムを組成する場合>

- 適切な管理運営を行う能力・体制の構築(業務責任者、情報管理責任者、経理責任者の設置を含む)

提案においては、実証機関(各企業等)の役割を明確にしてください。

実証機関の役割・応募資格

● 関連Q&A

質問	回答
<p>公募要領 III 実証機関の役割 複数の法人等として応募する場合、必ず実証機関をコンソーシアムとして申請を行う必要があるのか。</p>	<p>コンソーシアムの形成方法に関係なく、実証機関を構成する機関等の構成は、すべて明らかにして申請することを要します。</p>
<p>公募要領 IV 応募等 1. 応募資格等 1) 応募者の資格要件 イ. 実証機関としての要件 ③実証機関の表記に含まれない法人に対する再委託を制限する表記であって、例えば代表機関から実証機関に含まれる法人に対し開発の一部を委託することについては問題ないか。</p>	<p>代表機関から実証機関に含まれる法人に対し開発の一部を委託することを制限する趣旨ではありません。なお、実証機関外への再委託・外注については、経理処理マニュアル(案)を併せて参照してください。</p>
<p>公募要領 IV 応募等 1. 応募資格等 1) 応募者の資格要件 イ. 実証機関としての要件 ④通信システムに関する検証の経験、⑤通信負荷の低減・通信量の確保等に資する AI 検証と同種・類似の事業(研究開発を含む。)の経験とは具体的にどのような経験を指すか。</p>	<p>本検証においては、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に係る実証を行い、技術面有効性、社会的・経済的効果、拡張可能性等について検証することとしております。 該当箇所は、この検証を行うにあたって必要な経験を指しており、他人の需要に応じたものであるかは問いませんので、通信システムやAI等、関連の検証を行った経験等を提案の中で示してください。</p>
<p>公募要領 IV 応募等 1. 応募資格等 1) 応募者の資格要件 二. 実証機関の構成員としての共通要件 実証機関に県立病院が含まれる場合、地方公共団体としての扱いでよいか。</p>	<p>県立病院は地方独立行政法人に移行している場合などがあるところ必ずしも地方公共団体であるとは限りませんが、当該応募者の資格要件には該当するものと考えられます。</p>

実証の実施内容等

対象となる通信システム

- 情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。以下同じ。)において、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の創出を促進する観点から、端末でのAI処理(エッジAI)による通信量の低減、電波を的確に端末に届くようにするためAIによる通信予測・制御(ビームフォーミング)を活用した大容量通信の実現等、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等を目的とした通信システムを対象とします。
- なお、通信事業者が自己のためだけに行う通信ネットワークの設計・運用にAIを活用するソリューションは本実証の対象としません。当該ソリューションを社会実装した暁には、通信事業者以外の国民、企業等又は自治体が利用できるものであるものを対象とします。
- このため、本実証では、必ずしも先進無線技術(ローカル5G など)の利用は前提としていません。本事業は、現在の通信技術(LTE 等)において、AIにおける通信負荷軽減や帯域確保等を通じて、実装に貢献できる新たなソリューションモデルを探索することを主たる目的としています(事業趣旨に合致する実証を行う場合は、先進無線技術を利用しても構いません)。
- 端末及び通信を中継・集約・分配する機器の間の無線区間は、公衆網・自営網、ライセンスバンド・ノンライセンスバンドを問いません。また、通信規格も原則として問いません。例えば、LTE、ローカル5G、低軌道(LEO)衛星ブロードバンドの利用による実証も想定します。Wi-Fi HaLow (802.11ah)、LoRaWAN、Sigfox、Z-Wave、ELTRES 等による実証(ライセンス不要)も可能とします。

実証の実施内容等

実証の具体的内容（1/5）

● 実証環境の構築

- 当該実証場所で本実証を行うのに必要な許認可等があれば実証団体の責任により、それを洗い出し、取得までの具体的計画及びスケジュールを提案書に記載してください。特に、無線局免許の取得が必要な場合、実証団体の免許申請者は、無線局の設置予定の場所周辺の携帯電話事業者が開局している（又は開局予定の）キャリア5G及びローカル5G等の無線局との干渉調整の上、携帯電話事業者及びローカル5Gの免許人等の承諾をあらかじめ得る必要があることから、採択後、速やかに携帯電話事業者等との周波数調整を開始し、合意をとった上で、総務省総合通信局等に無線局免許申請を行い、実証開始までに無線局免許を取得してください。
- また、無線局免許のほか、当該実証場所で本実証を行うのに必要な許認可等があればそれを洗い出し、取得までの具体的計画（無線局免許であれば想定される干渉調整相手、免許申請先、必要な許認可であれば手続内容、申請先等）及びスケジュールを提案書に記載してください。実証団体の免許申請者は、契約後（採択後）、直ちに必要な免許等を得られるよう実証団体の構成主体から事前に必要な情報を取得してください。許認可に要する経費のうち、免許申請手数料は実証団体の負担としますので、あらかじめ了承ください。

実証の実施内容等

実証の具体的内容（2/5）

- 通信システム及びAI技術の設計・開発・導入・運用
 - 本実証の実施を実現するための通信システム及びAI技術を準備・構築するとともに、必要な実証を行うことができるよう、通信システム及びAI技術を構成するソフトウェア改修など必要な準備を行ってください。提案書において、ネットワーク・システムを含む本実証を実施するために利用する通信システムの全体像を示すとともに、構成する各設備・機器等の機能と役割、数量・設置形態(固定・可搬等)、調達先、製品仕様等について具体的に記載し、実証に必要な経費が明らかになるようにしてください。
 - また、ネットワーク・システム構成について、基地局のエリアカバレッジ(ローカル5G 等の無線通信システムを設置する場合)、設置場所、構築スケジュールについて具体的に記載するとともに、同環境が最も効率的なシステムであることを説明してください。
 - AI 技術については、その概要、本実証のために新規に開発または改修する場合は、機能・性能や構築スケジュールについて具体的に記載するとともに、当該技術の利用が最も効率的なシステムを構成するものであることを説明してください。

実証の実施内容等

実証の具体的内容（3/5）

- AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等のための検証 【詳細は次頁以降をご参照ください】
 - 技術検証
 - 拡張性検証
 - 効果検証

実証の実施内容等

技術検証

- 公募要領別添2に掲げるユースケースの全部又は一部を想定し、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の社会実装に向けて必要となる機能について、主に技術的な観点から評価・検証を行ってください。
- 具体的には、ユースケースにおいて求められる性能要件、また実装時の利用環境や条件を想定した上で、通信システム等を構成する要素ごとに必要な機能の評価・検証を行ってください。
- これらの機能の実現において複数の手段が考えられる場合には、比較検証等を通じてメリット・デメリット及び課題について整理し、解決策を検討してください。例えば、通信品質・性能やアプリケーション側の条件(無線レイヤー及びエンド・ツー・エンドでの遅延時間や帯域、解析速度等のソリューションに依存する性能等)と実装環境やコスト等とのトレードオフを踏まえた通信システム等の活用方法に係る検討を行ってください。
- 提案書においては、通信システム等が満たすべき通信品質等の所要要件(定量・定性、通信量削減量とこれとトレードオフとなるソリューションの諸性能(例えば、エッジAIで通信量を削減した上で、クラウド側のAIで検知するソリューションであれば適合率・再現率))をKGI・KPIとして提案するとともに、その要件を実現するための検討内容を記載してください。
- 通信品質やその他性能において所要要件を満たせなかった場合、その要因分析と検証を詳細に行うものとしてください。
- KGI・KPI及び測定・評価項目の設定にあたっては、測定・評価方法、その提案理由など具体的な根拠、を提案してください。

検証項目の例示	検証内容の例示
エッジAIの性能検証	通信負荷軽減効果を数値化し、映像伝送におけるデータ量削減率や通信効率を評価・データの前処理(圧縮・選別)が通信負荷軽減や効率化にどの程度寄与するかを検証
通信環境の変動対応	通信が脆弱な地域や移動中の通信条件下で、安定したデータ送信が可能かを確認
リアルタイム制御の精度	解像度やフレームレートの動的調整が通信効率と画質をどの程度両立できるかを評価
光通信技術の評価	データ伝送がどの程度安定して行えるかを評価
動的追従技術の評価	移動する端末(多数の場合を含む)がリアルタイムで追従制御可能かつ安定した通信を維持できるかを評価
通信リソース最適化の性能評価	各端末の通信状況をリアルタイムに把握し、必要に応じて帯域や遅延の割り当てを最適化

実証の実施内容等

拡張性検証

- AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に適用した技術等の普及・横展開を想定した検討を行うものとしします。

検証項目の例示	検証内容の例示
他分野への適用性	AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等で検証する技術等が実証ユースケースの他産業等にも応用できるかの検討・検証を実施する。
横展開の可能性	異なる地域条件やインフラ環境での実証を通じ、汎用的なモデルの構築を目指す。
ネットワークのスケラビリティ	接続端末が増加しても、ネットワーク性能がどの程度維持できるかを検証
新技術の統合可能性	生成AI やエージェントAI、連合学習など、新たなAI技術をシステムにどの程度柔軟に統合できるかを検証

効果検証

- AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の社会実装による経済的価値・社会的価値について、定量的かつ定性的な面から評価・検証を行い、課題解決に資する有用性等について具体的に示してください。
- 提案にあたっては、課題解決効果を表す適切な定量値について定義し、具体的な測定・検証方法を提案してください。

分類	検証項目の例示	検証内容の例示
経済的価値	コスト削減効果	ソリューション導入による運用コストや通信コストの削減率を評価
	投資対効果(ROI)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や産業における投資対効果のモデル化を通じ、経済的実現性を評価 ・ 災害対応や資源管理における技術の投資対効果を定量化
社会的効果	通信インフラの有効活用	通信負荷軽減が地域の限られた通信資源をどの程度効率化するかを評価
	地域格差の是正	通信が不十分な地域でのソリューション実現が地域間格差をどの程度縮小するかを評価
	(医療の例)医療サービスの質の向上	医療従事者の負担軽減や患者救命率向上に与える影響を検証

実証の実施内容等

実証の具体的内容（4/5）

- 普及啓発活動の実施
 - 実証視察会の開催
 - 実証機関は、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の社会実装に関心のある地方公共団体や関係省庁等に対する普及啓発の一環として、原則として現地で対面形式の実証視察会を主催します。
 - 実証視察会の構成及び実施方法については、視察者及び実証機関の双方にとって効率的かつ効果的な方法で行います。実施時期・方法その他詳細については、株式会社三菱総合研究所との協議の上決定します。また、他地域等からの視察の受け入れ等に対応してください。
 - その他普及活動の実施
 - 実証機関は、実証成果のその他普及啓発活動(テレビ・新聞・WEB 記事等におけるインタビュー対応、学会参加、イベント開催等)に積極的に取り組んでください。その際、あらかじめ株式会社三菱総合研究所に取組内容について報告することとし、実施結果についても速やかに報告するものとしします。
 - なお、実証機関にて本契約に関する情報発信を行う場合、総務省「地域社会DX推進パッケージ事業」の一環としての取組・成果である旨を明示するとともに、発信内容についてあらかじめ株式会社三菱総合研究所を通じて総務省の承認を得るものとしします。

実証の実施内容等

実証の具体的内容（5/5）

- 報告書の取りまとめ
 - 実証機関は、取り組んだ実証の内容と成果を本事業に参加しなかった者でも容易に理解できる表現で文書化し、株式会社三菱総合研究所が指示する報告様式及び内容に沿って作成するものとします。成果報告書は公表を予定します。
- 総務省及び株式会社三菱総合研究所が行う調査研究への協力
 - 株式会社三菱総合研究所は実証機関に委託する実証のほか、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に関する調査研究を行います。実証機関は株式会社三菱総合研究所が実施する調査研究（データやその取りまとめ結果の提供、報告会の参加）に協力するものとします。
 - 最終報告会の開催は、令和8年2月頃を予定しております。最終報告会の準備、参加その他必要経費は、実証団体の負担としますので、あらかじめ御了承ください。

その他条件等（成果の取扱い等）

● 成果報告書

- 実証機関は、実証終了時に成果報告書を取りまとめ、株式会社三菱総合研究所が指定する期日までに、提出してください。総務省及び株式会社三菱総合研究所の指示による修正を全て行う必要があります。
- 成果報告書は総務省が別途指定するホームページに公開します。

● 成果に係る知的財産権の帰属等

- 実証成果に係る知的財産権が得られた場合、実証機関が以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、総務省及び株式会社三菱総合研究所は発明者等から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

- ① 発明者等は、本件業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なくその旨を、株式会社三菱総合研究所を通じて総務省に報告する。
- ② 発明者等は、総務省が本件業務に係る知的財産権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利（総務省又は総務省が指定する者によるアプリケーションの提供等を含む。）を総務省に許諾する。
- ③ 発明者等は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- ④ 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって、政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ総務省の承認を受けることを発明者等が約すること。

その他条件等（サプライチェーンリスク関連）

- サプライチェーンリスク対応
 - サプライチェーンリスク対応に関する実施体制等を提案書に記載してください。
 - また、業務に利用する情報システム・機器の提供事業者及びその製品について、機器名、機器の種類、型番、開発供給計画認定実績の有無（特定高度情報通信技術活用システムに該当する場合に限る。）、製造企業（名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国)）、対象機器の製造国、販売企業（名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国)）、技術提供企業（ソフトウェア・ライセンス提供を含む。名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国)）、役務提供企業（名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国)）を提案書に記載してください。対象とする情報システム・機器は、業務の実施のために構築する実証環境（データ計測、解析用設備を含む。）を構成する情報システム・機器のうち、通信回線装置、サーバ装置、端末、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器及び外部電磁的記録媒体とします。具体的な定義は、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（2018年12月10日関係省庁申合せ、2023年4月1日一部改正）を参照してください。

その他条件等（サプライチェーンリスク関連）

- 要求するサプライチェーンリスク対応
 - 実証機関は、業務に利用する物品（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると実証機関が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他株式会社三菱総合研究所又は総務省の意図せざる変更を行ってはならないものとします。
 - 実証機関は、業務に利用する物品について、障害等リスクを引き起こすこと等により公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（実証機関がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとします。

その他条件等（サプライチェーンリスク関連）

- 資本関係・役員の情報等に関する情報提供
 - 実証機関は、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を提示するものとします。
 - 実証に係る業務従事者を限定するものとします。また、全ての業務従事者の所属、専門性(資格等)、実績及び国籍について掲示するものとします。本業務の実施期間中に業務従事者を変更する場合は、事前に株式会社三菱総合研究所の確認を得るものとします。
 - 再委託を行う場合、実証機関は、再委託先の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績・国籍等に関する情報の提供を行うとともに、再委託した事業に対して意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制がとられることを株式会社三菱総合研究所に報告し、確認を得るものとします。

その他条件等（情報管理関連）

● 本実証の実施体制

- 本実証の実施に当たって実証機関に以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に株式会社三菱総合研究所と協議するものとします。
 - ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括 責任者又は情報管理責任者(以下「情報管理責任者等」という。)を確保すること
 - ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること

● 情報セキュリティを確保するための体制の整備

- 実証機関は、その構成員ごとに情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための責任者を定め(以下、「情報管理責任者」という。)、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制(以下「情報セキュリティを確保するための体制」という。)を整備し、本契約に係る業務の着手に先立ち、その概要を示す資料を提示してください。契約期間中、整備した情報セキュリティを確保するための体制を維持してください。情報セキュリティを確保するための体制には、情報セキュリティ対策業務を中心とした部門を参加させてください。実証機関の構成員は、当社からの求めがあった場合に、実証機関の構成員の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所に関する情報、業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を提供してください。実証機関は、本契約に係る業務の作業を、セキュリティが確保された安全な場所において行ってください。

その他条件等（契約・経理処理関連）

● 契約

- 実証の実施に当たっては、株式会社三菱総合研究所と実証機関の間で、業務委託契約を締結します。
- 業務委託の委託額(上限)は、有識者による提案書の評価結果、実証機関が提出する支出計画書の妥当性なども踏まえて、総務省と株式会社三菱総合研究所との間で協議の上、決定します。なお、支出計画書に記載した金額に満たない額を、委託費限度額とする場合があります。
- 実証機関は、採択後、実施計画書を作成します。株式会社三菱総合研究所並びに総務省のレビュー及び反映を行ったのち、株式会社三菱総合研究所を通じて総務省の承認を得て確定します。なお、この実施計画書は、業務委託契約書(請負)の一部とします。

● 経理処理

- 本事業実施にあたり経費の適切な使用が求められています。体制構築と適切な対応を徹底いただくようお願いいたします。
- 経費計上は、本業務に直接必要な経費に限り、実施計画書に基づいて行われていることを要します。また、原則契約期間中に発注し、かつ支払が完了した経費のみが計上できるものとします。また、経費計上には証憑書類が必要になります。経費計上は、本業務に直接必要な経費に限り、実施計画書(計画変更承認申請書とこれに対する承諾書、計画変更に係る通知書を含む)に基づいて行われていることを要します。支払を証明できる証憑書類等が整備されていなければ、原則、必要な費用として認められませんので注意してください。

選定基準・選定方法等

選定基準・選定方法等

審査について

- 委託予定先の選定は、外部専門家等で組織する有識者会議において、公募要領に記載の審査基準に基づいて行います。
- 審査に当たっては、ヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングの時間は別途担当者よりご連絡いたします。
- また、追加資料等の提出を求める場合があります。提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

審査基準

- 審査基準は、以下の表に示す、「必要性」、「妥当性」、「履行確実性」の3つの観点となります。

観点	概要
必要性	地域社会や産業の課題解決を前提とした実証であるか。全国に共通する課題に取り組む実証であるか。
妥当性	検証項目(技術面・効果面等)の妥当性が高いものか。また、新規性・難易度の高いものに対する取り組みであるか。
履行確実性	必要な経費が計上されており、品質管理等の実施体制が確保されているか。

選定基準・選定方法等

分類	項目	評価基準・観点	区分
必要性	—	本実証内容が地域社会や産業においてニーズがあることを確認できていること。	必須
		検証技術(AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等)を活用した技術・ソリューションについて、地域社会や産業へ寄与することが具体的に示されているか。	加点
		検証技術の必要性や特長、ソリューションにどのように活かされるか、他の通信手段等によりソリューションを実現する場合と比べてどのような効果が期待されるのかについて、具体的かつ論理的に示されているか。	加点
		国内のマーケット拡大やビジネス拡大、地域社会や産業の課題解決に貢献する取り組みであるか。また、社会実装を前提とした提案となっているか。	加点
妥当性	先進性・新規性	類似の技術やソリューションなどと比較して先進性・新規性が認められること。(提案する検証内容が、単独企業の製品・技術開発の延長に留まることなく、応募者内外の既存の取り組みとの差分が明確化されていること。)	必須
		地域社会や産業の課題解決を見据えた、技術面や検証内容などにおいて、難易度の高い挑戦的な取組を提案しているか。	加点
検証方法の妥当性	—	AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の有効性の検証に関し、その技術的・科学的妥当性が確保されていること。(実証期間内に完遂することが現実的に可能であることを含む。)	必須
		1つのユースケースについて複数の手段を比較対照するなど、所与の条件の下、優れたシステムの構成等を知見として導くことができる内容であること。	必須
		期待される効果や定量的な成果をKGI・KPIとして定め、その設定根拠について、具体的かつ論理的に示されているか。	加点
		AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の効果(参考:以下の具体例)を、定量的かつ適切に計測できるものになっているか。(具体例)	加点
		<ul style="list-style-type: none"> 通信負荷の低減等により、これまでローカル5Gや先進無線が必須とされていたソリューションを、既存の携帯電話網でも遜色なく利用できるか。 通信量の確保等により、現状通信ができないもしくは脆弱なエリアで、通信が実現できるか。 通信負荷の低減等により、トータルコスト削減やインフラ設置の効率性向上等に寄与するか。 検証した技術の活用により、将来的な新たなビジネスモデル創出に寄与するか。 その他、消費電力削減等の付加的効果があるか。 	
		ソリューション実装を念頭に置いた上で、ユーザとなる企業・地方公共団体や通信事業者、ソリューション提供事業者等にとって、検証した技術の導入を促す等、定量的な目安や指針となる具体的な知見が得られる見込みか。	加点
		AIの開発に係る妥当性が明確に示されていること。具体的には、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の検証実施にあたり、前提となるAIモデル・アルゴリズムの概要、精度(ロバスト性・再現性含む)、学習データの適切さ(データの代表性や適性性)、システム全体としての設計等が明確に示されているか。また、実証中にAIモデルを開発・改善する場合は、目標を含むそれぞれの項目について明確に示されているか。	加点

選定基準・選定方法等

分類	項目	評価基準・観点	区分
履行 確実性	安全性	実証の実施、特にフィールドでの検証において、法令遵守が的確に図られるとともに、安全面が十分に考慮されていること。	必須
		通信システム等の活用に関し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)に基づく開発供給計画認定を受けた実績を有する事業者が開発供給した機器であるなど、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策が講じられるものと認められること。	必須
運営体 制・方法	運営体 制・方法	事業実施に十分な実施体制であること。	必須
		事業実施期間中に体制を整備する場合に、計画が具体的であること。(特に許可免許取得、通信システム構築)	必須
		AIや通信システムを用いた同種・類似の事業(研究開発を含む。)の経験を有する法人等が、実証機関の構成員に含まれること。	必須
		必要な機器等の調達期間等の準備期間に照らして、許認可・免許取得、通信システム構築のスケジュールが適切であること。	必須
		実証試験、特にフィールドでの試験の実施にあたり、関連するステークホルダー・地域住民等の理解と必要な協力が得られるか。	加点
		事業統括責任者、事業責任者個人及び法人としての実証機関(コンソーシアムの場合は代表機関)に、同種実証事業相当のプロジェクトマネジメントの経験・知見があるか。	加点
実証方法 の適切性	実証方法 の適切性	直接人件費、直接経費、一般管理費等が必要額を確保しているか。業務従事者の業務従事時間・単価は適正か。	加点
		履行期間が適正か。不慮の事態を想定した開発及び検証時間を十分に確保しているか。	加点
		業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確であるか。実証機関内の役割分担が明確であるか。	加点
		品質管理体制は適正か。不慮の事態に備えた計画(Plan B)が計画されているか。コンソーシアム内で必要な知見・経験が確保されているか。外部の有識者の支援を得られる体制が整備されているか。	加点

選定基準・選定方法等

委託予定先の選定方法

- 審査基準に基づいて総合的な評価を行います。提案書を作成する際に、これらの項目の判断基準となる記載を盛り込んでください。
- 形式的な不備のほか、必須項目を満たしていない事業は、他項目の評価にかかわらず委託予定先としません。また、提案内容が審査基準の加点項目に該当する場合は、審査において加点します。
- これらによる評価点(加算点)を「総合評価点」(加算方式)とし、その上位コンソーシアムから予算の範囲において委託予定先として選定します(採択案件が予定件数に達しない場合があります)。
- 選定の際、委託予定先に対し、必要に応じて、実証実施に当たり、提案内容の修正を求める等、有識者会議の意見等を踏まえ、留保条件を付す場合があるものとします。留保条件の全部又は一部が実行できないと総務省又は株式会社三菱総合研究所が判断したときは、委託予定先としないことがあります。

委託予定先との契約締結が不可になった場合等の対応

- 委託予定先の選定後、留意事項の全部又は一部が実行できない場合等、委託予定先との契約締結が不可になった場合は、上記の選定方法に基づいて、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定します。

提案にあたっての留意点

提案にあたっての留意点

※提案の検討にあたっての補足(参考)説明となります。提案時は、公募要領の記載に基づきご対応をお願いします。

ポイント

- 提案書においては、提案する実証を通した目指す姿・将来像や、実証の背景・目的等を、特に1章において記載いただくとともに、提案する実証内容・方法がそこに向けて必要かつ妥当であることを、特に3章において具体的に記載してください。また、この部分のストーリーが具体的なものになるように記載してください。
- 実証カルテは、それぞれの取り組む技術の検証内容の全体像を把握することを目的としたものです。分量は問いませんので、具体的な記載をお願いします。
- 提案書概要版は、赤字で記載のガイドに沿って、審査基準における「必要性」「妥当性」の観点がわかりやすく伝わるように、記載してください。

<参考:提案書目次>

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 1. 実証の目的及び内容等 | 4. 業務実施体制 |
| (1)実証の背景・取り組むべき課題 | (1)業務実施体制 |
| (2)実証の目的 | (2)事業実施責任者 |
| (3)最終目標・構想イメージ | (3)実施体制図 |
| (4)本実証の位置づけ・目標 | (4)実証実施場所 |
| (5)社会実装に向けたロードマップ・取り組みの発展性 | (5)業務従業員名簿 |
| 2. 通信システム及びAI技術に関する計画 | (6)外注等の計画 |
| (1)通信システム及びAI技術の概要 | 5. 実施スケジュール等 |
| (2)通信システム及びAI技術の設置場所・構成 | (1)実施スケジュール |
| (3)構成環境における各設備・機器等 | (2)免許・各種許認可のスケジュール・目論見 |
| 3. 実施内容提案 | 6. 経費支出計画 |
| (1)AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の技術検証に係る実証カルテ | (1)経費内訳 |
| (2)AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の技術検証に関する補足 | (2)経費支出の詳細 |
| (3)AIモデル開発に係る妥当性 | (3)経費支出計画書に設備備品費を計上する場合の付記事項 |
| (4)AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の拡張性に関する検証 | 7. その他 |
| (5)AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の効果検証 | (1)他の委託事業や補助金事業との関係に関する誓約 |
| (6)実証計画が実施困難になった場合の代替措置 | (2)サプライチェーン対応及び情報セキュリティ対策 |
| (7)本業務および本業務以外の委託事業または補助金事業との役割分担 | 8. 契約書等に関する合意 |

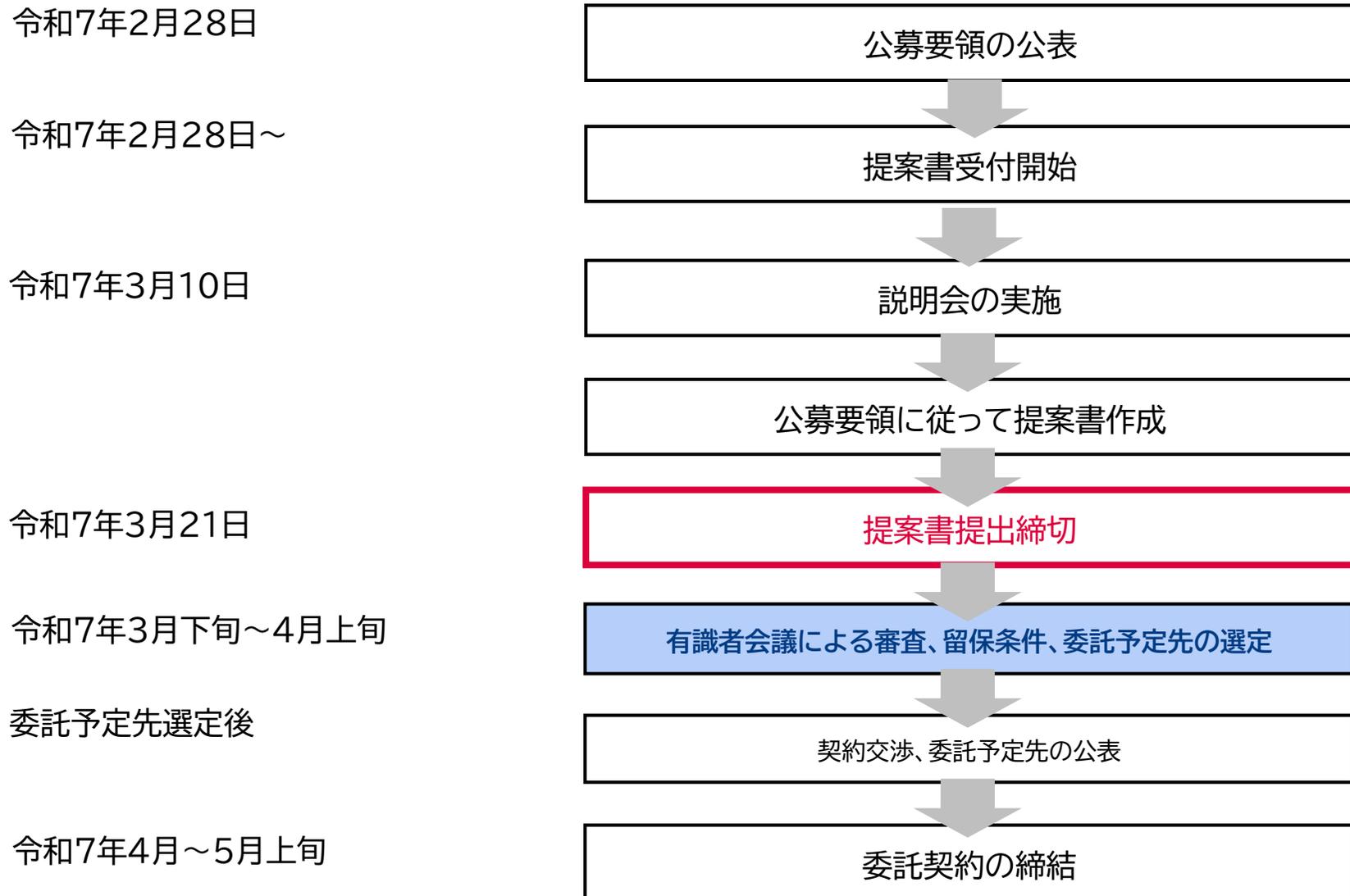
スケジュール等

提案書作成上の注意

- 応募書類や提出方式については、今一度ご確認をお願いいたします。
- 提出時のメール件名等についても規定させていただいており、ご協力をお願いします。
- SECURE DELIVERの発行依頼についても、ご対応をお願いします。

応募書類の種類	提出方法
提案書本体	以下のメールアドレス宛に提出 rsdx_ai_comm@ml.mri.co.jp
提案書概要版	件名:「AI検証タイプ提案書(●●株式会社)」
別紙4:支出計画書	※括弧内は応募者の企業・団体名を記載してください。 ※提案毎に別メールとすること。
別紙1:業務統括責任者・ 業務責任者経歴書	当社が提案毎に個別に発行するクラウド型ファイル送受信サービス (SECURE DELIVER)により、提案書本体と別に提出。 アップロード先URLの発行を以下のメールアドレス宛まで依頼して下さい。
別紙2:情報管理経歴書	(令和7年3月19日(水)正午まで) rsdx_ai_comm@ml.mri.co.jp 件名 :「AI検証タイプに係るSECUREDELIVER発行依頼(●●)」
別紙3:業務従事者名簿	※提案毎にアドレス発行を依頼すること。

今後のスケジュール



契約履行期限は、2026年1月下旬

Q&A

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所